

9月23日、キューバ中央銀行は外貨輸出入に関する官報を発表しました。同官報によると、以下のとおりです。

- ・ 自然人による外貨の輸入は、現金、小切手、送金等に関わらず自由に行うことが可能。ただし、5000米ドル又は相当額以上を入国時に持ち込む場合には税関に申告する義務がある。
- ・ 5000米ドル又は相当額までであれば、現金、小切手、送金等に関わらず出国時に自由に持ち出すことが可能。それ以上の額を持ち出す場合には事前申請と許可が必要。
- ・ 労働許可を有しキューバに居住する外国人で、給与を外貨で受け取る者は、銀行送金により外貨を海外に送金することが可能。ただし、5000米ドル又は相当額以上の外貨を現金で持ち出す場合には、税関にてキューバ中央銀行等の許可を提示する必要がある。
- ・ 同措置は [10月23日](#) から実施され、遵守しない場合には罰則（税関にて没収）が科される。

（ご参考）

官報本文 <http://media.cubadebate.cu/wp-content/uploads/2020/09/goc-2020-ex51.pdf>

関 連 報 道 <http://www.cubadebate.cu/noticias/2020/09/25/banco-central-de-cuba-actualiza-las-regulaciones-para-la-importacion-y-exportacion-de-moneda-libremente-convertible-pdf/>